

# 序章

## 都市計画マスター プランの改定にあ たって



# 序章 都市計画マスタープランの改定にあたって

## 1. 計画改定の背景と考え方

### (1) 都市計画マスタープラン改定の背景と必要性

本市は、平成21年3月に「笛吹市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで、この計画に基づいてまちづくりの様々な施策を展開してきました。

計画策定後、概ね10年が経過し、上位計画・関連計画の策定や見直し、当初の想定にはない社会経済情勢の変化が生じ、その対応に向けた新たな取組みが必要とされています。こうした中、これからも市民が安全・安心に暮らすことができる持続可能な都市であり続けるためには、従来の成長拡大型の都市づくりから、新しい成熟型のまちづくりへの転換が求められています。

上位計画・関連計画、社会的背景を踏まえ、社会経済情勢を見据えた実効性のあるまちづくりを進めるため、新たな都市の将来像の具現化と、まちづくり施策を総合的・一体的に推進することを目的に、都市計画マスタープランの見直し・改定を行います。

#### ■都市計画マスタープラン改定の背景

##### 上位計画・関連計画の策定・見直し

- 【国】 「立地適正化計画」の創設（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律）（平成26年8月）  
「国土形成計画（全国計画）」の閣議決定（平成27年8月）
- 【県】 「山梨県都市計画マスタープラン」の改定（令和2年10月）  
「都市計画区域マスタープラン」の改定（改定中）
- 【市】 「笛吹市人口ビジョン」及び「笛吹市総合戦略」の策定（平成27年10月）  
「第二次笛吹市総合計画（ハートフルタウン笛吹）」の策定（平成30年3月）

##### 当初計画策定後の社会経済情勢の変化

- ・人口減少が当初の予想を上回る速さで進行
- ・甚大な被害をもたらした東日本大震災による防災意識の高まり
- ・想定外の気象状況（大雨・大雪）による災害の発生
- ・公共施設の老朽化による維持管理経費の増大
- ・社会保障関連経費等の増大による行財政運営の逼迫
- ・地域コミュニティの活力の低下
- ・リニア中央新幹線の山梨県駅の設置
- ・新山梨環状道路（東部区間）の整備

#### 都市計画マスタープランの改定

### (2) 改定にあたっての考え方

「笛吹市都市計画マスタープラン」の改定にあたっては、「山梨県都市計画マスタープラン」及び「都市計画区域マスタープラン\*」「第二次笛吹市総合計画」等の上位計画や「笛吹市人口ビジョン」「第2期 笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画を踏まえるとともに、庁内ヒアリングを通じて過去10年間のまちづくり施策の実施状況や新たな施策の有無、意向等を把握し、実情に即した見直しを行い、改定するものとします。

注）\* 都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき策定される法定計画で、本市が属する笛吹川都市計画区域の計画が、「甲府盆地7都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（笛吹川都市計画）」となります。本マスタープランでは、この計画を「都市計画区域マスタープラン」と表記するものとします。

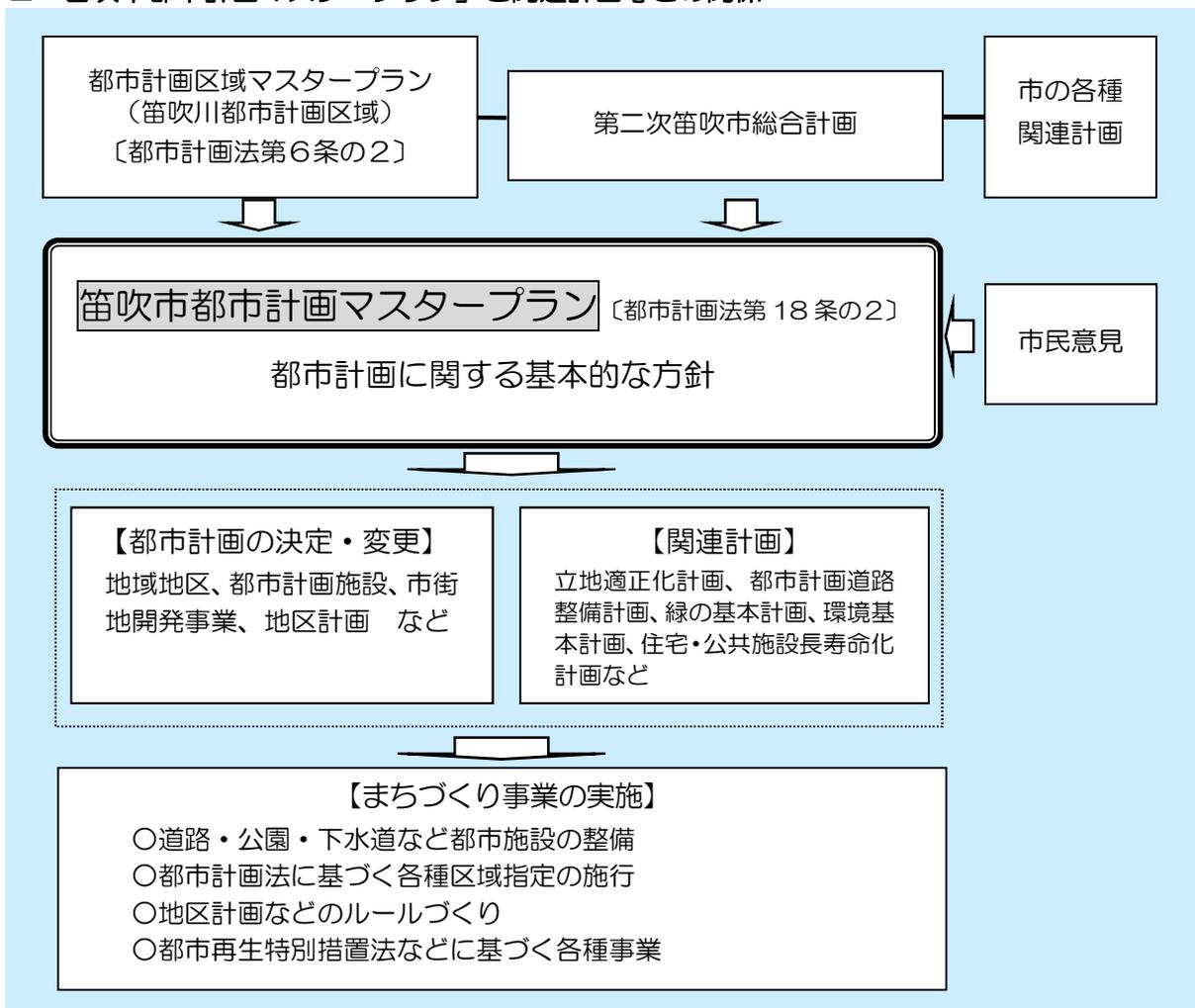
## 2. 計画の位置付けと役割

「笛吹市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、市町村が定める都市計画の基本的な方針であり、本マスタープランは以下の役割を担っています。

### ■都市計画マスタープランの役割

- 中長期的な視点に立った都市の将来像を「第二次笛吹市総合計画」に即して明確にすること。
- 具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となること。
- まちづくりに係る個別計画相互の調整を図ること。
- 市民の都市計画に対する理解とまちづくりへの主体的な取組みを促すこと。

### ■「笛吹市都市計画マスタープラン」と関連計画等との関係



### 3. 目標年度と目標人口

#### (1) 計画対象区域

##### ●対象区域『笛吹市全体』

対象区域は、都市計画区域を基本としますが、都市計画区域外の山間地も、まちづくりとしては一体的に計画する必要があることから、市域全体を計画対象区域とします。

#### (2) 目標年度

現行の「笛吹市都市計画マスタープラン」は、平成 21 年度（2008 年）から 20 年後の令和 10 年度（2028 年）を目標年度としています。

今回の改定は中間年度における計画の見直しとなるため、目標年度は変更せず、基準年度を令和 2 年度（2020 年）とし、計画期間を次のとおり変更します。

- 目標年度 : 令和 10 年度（2028 年）
- 計画期間 : 令和 3 年度（2021 年）～令和 10 年度（2028 年）

なお、計画期間終了後には、全面的な改定を行うものとします。ただし、社会経済情勢の変化や都市計画に関する国及び県等の施策の変更、リニア中央新幹線の開業、新山梨環状道路等の高規格幹線道路の供用など、本市に関わる都市づくりの方向性に大きな変化が生じた時には、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### (3) 目標人口

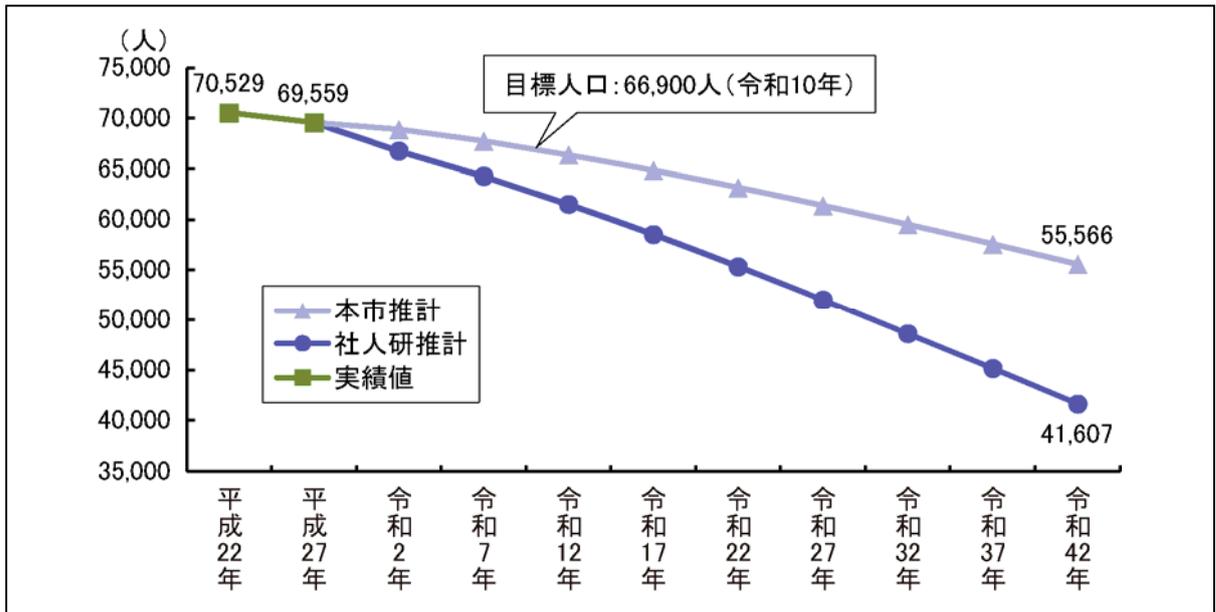
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成 30 年 3 月に公表した推計によると、本市の人口は、現在の人口動向が続いた場合、令和 42 年（2060 年）には約 42,000 人まで減少するとされています。

笛吹市人口ビジョンでは、将来的にリニア中央新幹線山梨県駅の開業などによる波及効果等を見込んで、令和 42 年（2060 年）には約 55,600 人の人口を維持し、各種施策を進めていくものとしています。

本マスタープランの上位計画である第二次笛吹市総合計画においても、笛吹市人口ビジョンに基づく目標人口を設定しています。したがって、本マスタープランの目標年度（令和 10 年度・2028 年）における将来人口も整合を図るものとし、次のとおり想定します。

- 目標人口 : 66,900 人（令和 10 年度 2028 年）

■ 笛吹市の将来人口の展望



[資料：笛吹市人口ビジョン（平成27年10月）]

## 4. 笛吹市都市計画マスタープランの構成

「笛吹市都市計画マスタープラン」は、「全体構想」「地域別構想」及びこれらを推進するための「計画の実現に向けて」の3つの項目からなっています。

「全体構想」では、笛吹市のあるべき姿を「まちづくりの将来像」として、市全体のまちづくりの方向をまちづくりの分野ごとに「分野別まちづくり方針」として示しています。

また、「地域別構想」では、4つの地域ごとに、地域づくりの方向を「地域別まちづくり方針」として示しています。

さらに、「計画の実現に向けて」では、本マスタープランの実現に向けて、今後取り組むべき内容を示しています。

### ■「笛吹市都市計画マスタープラン」の構成

